

つくば市監査公表第4号

令和5年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年4月4日

つくば市監査委員 高橋博之

つくば市監査委員 沖田 浩

つくば市監査委員 小久保 貴史

令和5年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 高橋 博之

つくば市監査委員 沖田 浩

つくば市監査委員 小久保貴史

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第3 監査の実施期間

令和5年(2023年)8月9日から令和6年(2024年)3月28日まで

第4 監査の対象

所管課 建設部防犯交通安全課

補助団体 一般財団法人茨城県交通安全協会つくば地区交通安全協会

第5 監査の対象範囲

令和4年度につくば市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

第6 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び補助団体の職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
- (3) 補助団体への指導監督は適切に行われているか。

2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

第7 補助金の概要

1 補助金の名称

令和4年度つくば市交通安全協会補助金

2 補助金の交付目的

地域における交通安全活動を積極的に推進し、交通安全意識の高揚を図り、交通秩序の確立に寄与することを目的とする。

3 補助対象経費

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費（食糧費を除く。）
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 負担金

4 補助金額

6,252,000 円

第8 補助団体の概要

- 1 名称 一般財団法人茨城県交通安全協会つくば地区交通安全協会
- 2 所在地 つくば市学園の森三丁目 50 番地 1 (つくば警察署内)
- 3 組織及び役員 (令和 5 年 4 月 1 日時点)
 - (1) 組織 事務局並びに筑波支部、大穂支部、桜支部、谷田部支部、豊里支部及び荃崎支部
 - (2) 役員 会長 1 名、副会長 2 名、常任委員 6 名、委員 107 名

第 9 監査の結果

監査の結果、以下の指摘事項、注意事項及び検討事項のとおり、改善又は検討を要する事務処理等が多数見受けられた。

一般財団法人茨城県交通安全協会つくば地区交通安全協会 (以下「協会」という。) が交通安全思想の普及、啓発活動を通じて地域の交通安全に尽力されていることについては敬意を表するが、この補助金は市民から預かった大切な税金が原資となっていることから、今後の補助金の活用にあたっては厳正かつ明確な会計処理及び事業運営を行われたい。また、所管課においては、不適切な事務処理が見受けられた。このような事務処理が市政に対する市民の信頼を失墜させる要因になり得ることを十分に認識されるとともに、直ちに事務改善及び再発防止に努められたい。

なお、口頭で指導した事項については、速やかに対応されたい。

【指摘事項】

(補助団体)

- 1 支部ごとに、異なる旅費の額が支出されていたり、異なる支出伺の様式が使用されていたり、さらには接待交際費から支出されるべき手土産代が賃借料から支出されているなどの事務処理上の誤りが散見された。

これは、各支部に共通する統一的な基準が協会にはないことに起因するものであ

る。

今後は、県内の他地区交通安全協会を参考に、所管課と相談をしながら、統一的な基準の整備を早急に進められたい。

2 協会に設置する筑波、大穂、桜、谷田部、豊里及び荃崎の各支部において、令和4年度つくば市交通安全協会補助金交付要項（以下「要項」という。）第4条で定める補助対象経費のうち、役務費から事務費として荃崎支部以外の支部では年間5万円、荃崎支部では年間10万円（当年度会計担当者及び次年度会計担当予定者に対し各5万円）が支出されていた。

協会に聴取をしたところ、事務費の上限額は、1支部当たり年間5万円とのことであった。荃崎支部では、「1支部当たり」を「一人当たり」と誤認していたことになるが、協会は、この誤認の事実を認識していなかった。

協会においては、補助金交付申請をし、交付を受けた後、各支部に振り分けているものであり、実績報告においては各支部の支出状況を確認する必要がある。

今後は、当事者としての意識を高められるとともに、各支部を指導する立場として、責任を持って補助金に係る事務を適正に執行されたい。

【注意事項】

（所管課）

1 つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）第4条第2項第3号により、令和4年度つくば市交通安全協会補助金交付申請書（以下「R4申請書」という。）には、令和3年度収支決算書を添付しなければならないところ、当該申請の時点（令和4年4月1日）で存在し得ない令和4年度収支決算書が添付されていた。

所管課に聴取をしたところ、協会から提出されたR4申請書への収支決算書の添付漏れに気付かないまま、当該申請書を収受し、補助金を交付していたとのことで

あった。さらに、令和5年度に令和4年度つくば市交通安全協会補助金に係る書類を見直したところ、R4申請書への収支決算書の不備に気付いたが、誤って令和4年度収支決算書を添付してしまったとのことであった。

本来、補助金等交付申請書の添付書類に不備がある場合は、当該申請書を収受すべきではなく、確実に添付書類が揃っていることを確認した上で収受すべきである。また、補助金等交付申請書類は、補助金を申請しようとする者が調えるものであり、所管課において調えるべきではない。

今後は、補助金の交付手続に関する基本的事項を定めている規則及びその細目を定めているつくば市交通安全協会補助金交付要項を常に意識しながら適正な事務の執行に取り組まれない。

- 2 前述のとおり、各支部において、会計担当者に年間5万円又は年間10万円が支出されていた。

協会に聴取をしたところ、会計担当者への過重な負担を労う意味での支出とのことであったが、明文化された根拠規定はなく、県内の地区交通安全協会と同様の支出がなされている事例はなかった。

今後は、当該補助金から各支部における会計担当者への支出の必要性及び補助対象経費の該当性について精査されたい。

- 3 規則第6条第1項及び要項第7条では、補助金を交付するに当たっての交付条件を具体的に定めているが、協会に対する補助金交付決定通知には、規則第6条第1項及び要項第7条で定める交付条件の記載がなかった。規則等では、補助金を交付するに当たっての交付条件を具体的に定めているので、当該通知に交付条件を記載する必要がある。

今後は、規則等にのっとり適正に事務を執行されたい。

4 協会から提出されたR4申請書には、補助対象経費の金額がわかるような書類が添付されていなかった。

所管課に聴取をしたところ、別途提出されたR4申請書の添付書類以外の書類により、補助対象経費ごとに振り分けているとのことであったが、その書類は破棄されていたため、その振り分け状況を確認することはできなかった。

今後は、協会に対し、補助対象経費ごとの金額がわかるような積算資料等を添付するよう指導されたい。

(補助団体)

1 協会に設置する全ての支部の会計において、本来、現金出納簿と預金出納簿に分けて記載項目を記録すべきところ、一つの帳簿に記録されていた。現金出納簿に日々の入出金を正確に記録し、管理することにより、「いつ・誰から・何のために・いくら受け取ったお金であるか」その現金の流れが可視化される。また、預金出納簿は、銀行口座の入出金を正確に記録することにより、預金の流れが把握できる。

今後は、各支部に対し、現金出納簿と預金出納簿をそれぞれ作成し、現金・預金の流れを適正に記録し、管理されるよう指導されたい。

2 荃崎支部においては、切手を購入し保管しているが、切手受払簿を作成していなかった。

切手等の金券類は、換金可能な性質を有すること、また、紛失の危険もあることから、今後は、受払簿による適正管理を徹底するよう指導されたい。

3 荃崎支部においては、コピー代立替え分として委員に1万円を支出していたが、コピー代の支出伝票にコピー枚数の記載がなく、「印刷製本費1万円」と記載されているのみで領収書も保管されていなかった。

今後は、概算によりコピー代を支出するのではなく、実費により支出するとと

もにその証拠となる書類も保管されたい。

【検討事項】

(所管課)

令和2年度から令和5年度までの協会に対する補助金交付額は、協会が実施している事業の縮小や新規事業の実施等により、当該事業に要する経費が変動するにもかかわらず、各年度のつくば市交通安全協会補助金交付要項で定める上限額と同一の額であった。

今後は、補助金交付額について、補助事業の実績を精査した上で、補助金交付の具体的な効果を測定されるとともに、その都度必要な経費とするよう検討されたい。

(補助団体)

この数年、賛助会員の増減はなく、現状維持であった。賛助会員の拡大や協会の認知度向上を図るためには、協会の活動や役割をこれまで以上に積極的に発信する必要がある。

今後は、協会が単独で行動するだけでなく、一般財団法人茨城県交通安全協会の協力を得ながら、賛助会員の増加や認知度向上のための工夫を検討されたい。